

空き家等の実態調査を実施します

問合せ 生活環境交通係 ☎ 32 - 2215

全国的に空き家の増加が深刻な問題となっていますが、本市も例外ではありません。

防災、衛生、景観などの観点から地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす空き家の把握や利活用を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2014年に施行されました。

空き家等の活用や住宅の所有者などによる適切な管理の必要性、倒壊の危険性がある建物(特定空家等)への対応などを市町村で行うほか、空き家データベースの整備についての努力義務などについても定められています。

本市では、この法律の定めにより空き家の件数や現況を把握し、今後の空き家等対策について検討する基礎的な資料とするため、次のとおり「空き家等の実態調査」を実施します。**調査は委託を受けた業者が行いますので、みなさんのご理解ご協力をお願いいたします。**

*「空家等」とは

建物や建物に付属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態化しているものおよび立木その他の土地に定着している物を含む敷地（国や地方公共団体が所有、管理するものは除く）をいう。

*「特定空家等」とは

倒壊など著しく保安上危険となる恐れがある状態・著しく衛生上有害となる恐れがある状態・適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態・その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいう。

調査対象	市内全域
調査期間	7月17日(火)から9月30日(日)頃まで
調査業者	株式会社ゼンリン ※調査員はゼンリンのユニフォームを着用し、調査員証を携帯しています。
調査方法	空き家と思われる建物の状況や構造などを外観から調査して写真撮影を行います。 ※建物内に立ち入ることはありません。 ※この調査により業務上知り得た個人情報等を外部に漏らしたり、他の目的に利用することはありません。

ゼンリンのユニフォーム



調査員証

赤平市空き家等実態調査	調査員証	No.
IDENTIFICATION CARD		
下記の者は、赤平市空き家等実態調査業務委託に基づく調査員であることを証明します。		
●期間 平成30年7月16日から平成30年9月30日まで		
〈調査受託事業者〉		
株式会社ゼンリン旭川営業所		
氏名: ○○ ○○		
旭川市3条通9丁目710番地 TEL.0166-23-2455		
赤平市役所		赤平市長 菊島 好幸
赤平市泉町4丁目1番地 TEL.0125-32-2215		

空家等の適切な管理をお願いします

- 所有者が管理を怠り、建物を放置すると…
- 老朽化または台風などの自然災害で建物などが倒壊し、屋根や外壁などが飛散します。
 - 防火・防犯上不適切な状態になります。
 - 動物がすみついたり、衛生上やその他管理上、著しい支障を及ぼしたりします。



空家等の所有者の責任として

- 自らの責任において適正な管理を行いましょう。
- 強風により屋根や外壁などが周囲に飛散しないように対策をしましょう。
- 生活環境を阻害しないように建物周辺の草刈りなどを行いましょう。



赤平市の医療費助成制度

次の対象者に医療費助成を行っています

▼対象者

①重度心身障がい者

- 「身体障害者手帳」1～3級（3級は内部障がいに限る）をお持ちの方
- 療育手帳「A」をお持ちの方、または知的障がい「重度」と判定・診断された方
- 「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方（入院は対象外）

※所得額によっては、対象者とならない場合もあります。

②ひとり親家庭等

- 18歳になる年度末（3月31日）までの子どもを扶養または監護している、ひとり親家庭等の父または母（18歳以降も子どもを扶養する場合、引き続き助成を受けられることがあります。入院・訪問看護のみ対象）
- ひとり親家庭等の子ども（18歳になる年度末の日まで。18歳以降も保護者に扶養される場合、引き続き助成を受けられることがあります。）

※所得額によっては、対象者とならない場合もあります。

③子ども

- 18歳になる年度末（3月31日）までの子ども。

▼助成の範囲

- 入院・通院・訪問看護・柔道整復などの医療費
- ※薬の容器代・文書料・食事代などや保険外診療は助成の対象となりません。

▼自己負担額

- 市民税課税世帯の方
→医療費の1割（ただし、1カ月の自己負担額が次の金額を超えた場合は、超えた分の医療費助成を受けることができます。）
- 通院で14,000円、入院で57,600円（複数該当の場合は44,400円）。
- 市民税非課税世帯の方
→初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）
- 18歳になる年度末（3月31日）までの子ども
- 自己負担なし（無料）

▼病院などの窓口で医療費助成を受けられなかった場合

18歳になる年度末（3月31日）

までの子どもについては、受給者証を病院などの窓口で提出すると、原則、その場で医療費が無料になりますが、適用とならない病院などもあります。また、それ以外の対象受給者についてもそれぞれの自己負担額を超える医療費を負担する場合があります。その場合は、領収書・印鑑・保険証・振込先口座の通帳を持参の上、市役所で申請手続きをしてください。後日助成金を振り込みます。

▼今年8月以降の受給者証について

- 重度心身障がい者・子ども医療費受給者証
→7月下旬に送付。更新手続き不要。
- ひとり親家庭等受給者証
→更新手続きが必要。対象者にご案内します。

※現在お使いの受給者証は、一部を除き有効期限が7月31日となっております。

【問合せ】 子ども未来・医療給付係

☎32-2216



第10弾

限定販売！ スーパープレミアム 20%付き

まごころ商品券 5,000セット

■販売内容

1セット（1,000円券12枚綴り）1万円で販売。
最大1人5セット（5万円）まで。
1世帯10セット（10万円）までの販売です。
皆様のご協力をお願いします。

■販売場所

会場	文京生活館	交流センター みらい4階※	東公民館	平岸コミセン (旧平岸小)
販売数	1,800セット	1,800セット	800セット	600セット

※昨年、交流センターみらいの会場は1階でしたが、4階へ変更となります。

■販売日及び時間

8月18日(土) 9時～14時

ただし、売り切れた時点で終了となります。
売れ残りが出た場合は、20日(月)に商工会議所において販売しますのでお問い合わせください。

■ 問合せ 商工会議所 ☎32-2246 ■